

## 中国四国厚生局長への届出に関する事項

① 当院は、厚生労働大臣の定める次の施設基準に係る届出をおこない受理されています。

- ・ 認知症治療病棟入院料 1 ・ 精神療養病棟入院料 ・ 精神科救急急性期医療入院料
- ・ 療養病棟入院基本料 ・ 精神科救急医療体制加算 2 ・ 精神科急性期医師配置加算
- ・ 看護配置加算 ・ 看護補助加算(注 4 看護補助体制充実加算) ・ 認知症ケア加算
- ・ 医療保護入院等診療料 ・ 精神科応急入院施設管理加算 ・ 療養病棟療養環境加算 1
- ・ 精神科身体合併症管理加算 ・ 患者サポート体制充実加算 ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 認知症患者リハビリテーション料 ・ 精神科入退院支援加算
- ・ 通院・在宅精神療法の注 4 に規定する児童思春期精神科専門管理加算
- ・ 通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算
- ・ 通院・在宅精神療法の注 10 に規定する児童思春期支援指導加算
- ・ 通院・在宅精神療法の注 11 に規定する早期診療体制充実加算
- ・ 精神科デイ・ケア「大規模なもの」 ・ 精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- ・ 重度認知症患者デイ・ケア料 ・ 精神科作業療法 ・ CT 撮影及びMRI 撮影
- ・ 経頭蓋磁気刺激療法 ・ 薬剤管理指導料 ・ 認知療法・認知行動療法 1
- ・ 感染対策向上加算 3 ・ 医療安全対策加算 2 ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ データ提出加算 ・ 精神科地域移行実施加算 ・ こころの連携指導料(Ⅱ)
- ・ 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る)
- ・ 依存症入院医療管理加算 ・ 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ・ 入院ベースアップ評価料 28

§ 医療観察法精神科デイケア(大規模なもの) § 医療観察法精神科作業療法

§ 医療観察法通院対象者通院医学管理料

② 当院は、入院時食事療養(Ⅰ)入院時生活療養(Ⅰ)の届出をおこなっています。食事の提供にあたっては、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については、午後 6 時以降)適温で提供しています。

## 明細書の発行状況に関する事項

### 『個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書』の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にて、その旨お申し出ください。

## 保険外負担に関する事項

当院では、次の項目について、その使用量・利用回数によって実費のご負担をお願いしています。

§ インフルエンザ等の予防接種費用

§ 証明書代（生命保険等に必要診断書等の作成代等） 1,000円～5,000円（税別）

料金はお申し込み時に作成ご依頼内容を確認の上お知らせいたします。

§ 診療録の開示手数料（複写の交付等に係る手数料）

複写交付（紙）：15円/枚（税別） 複写交付（CD等）：1,500円/枚（税別）

衛生材料等の治療（看護）行為およびそれに密接に関連した「サービス」「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

## 保険外併用療養費に関する事項

当院では、療養を受ける方の選定に係る次に掲げる療養をおこなっています。

### （1）特別の療養環境の提供

厚生労働大臣が定める基準による「特別の療養環境の提供」をおこなう病室に入室を希望される方については、別に定める室料差額が加算されます。

特別の療養環境の提供について、次のとおりお知らせします。

## 特別の療養環境の提供【室料差額】

厚生労働大臣が定める基準による『特別の療養環境の提供』をおこなう病室に入室を希望される患者様については、次の室料差額のご負担をいただきます。

南病棟

区分	部屋番号	面積	室料差額 [1日につき]	備品
個室	212号	12.0㎡	1,200円（税別）	ロッカー
個室	215号	12.6㎡	1,200円（税別）	キャビネット
2人室A	217号	11.4㎡ [1人当たり]	1,050円（税別）	テーブル 椅子

尚、病室への入退室及び料金等について、地域医療連携課ソーシャルワーカーより、充分にご説明の上で提供いたします。

令和7年10月

渡辺病院管理者 院長 渡辺 憲